

<講座用テキスト：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和5年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
49	【無拠出制年金について】1つ目□ アミカケ4行目 令和4年度年金額は、 398,500 円が支給されている。	令和5年度年金額は、400,100円が支給されている。
122 他	ADVANCE1 つ目□ほか ・名目手取り賃金変動率 ・物価変動率 ・調整率 ・特別調整率 ・基準年度以後特別調整率	<ul style="list-style-type: none"> ・1.028（令和元～3年度の3年度平均実質賃金変動率1.003×令和4年物価変動率1.025×令和2年度可処分所得割合変化率1.000） ・1.025（全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）） ・0.997（令和元～3年度の3年度平均公的年金被保険者総数の変動率1.000×平均余命の伸び率0.997（定率）） ⇒令和5年度のマクロ経済スライドによる調整分 ・0.997（令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率0.999×令和4年度と同調整率0.998） ・0.997（同上）
122	ADVANCE2 つ目□<参考> 差替え	<p>年金額の改定は、<u>名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合</u>、新規裁定者（67歳以下の者（昭和31年4月2日以後に生まれた者））の年金額は<u>名目手取り賃金変動率</u>を、既裁定者（68歳以上の者（同月1日以前に生まれた者））の年金額は<u>物価変動率</u>を用いて改定することが定められている。</p> <p>このため、令和5年度の年金額は、<u>新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）</u>を、<u>既裁定者は物価変動率（2.5%）</u>を</p>

		用いて改定される。 【新規裁定者の令和5年度改定率】 令和4年度（前年度）改定率 0.996 × 名目手取り賃金変動率 1.028 × 調整率 0.997 × 特別調整率 0.997 = 「1.018」 ⇒ （満額 795,000 円） 【既裁定者の令和5年度改定率】 令和4年度（前年度）改定率 0.996 × 物価変動率 1.025 × 調整率 0.997 × 基準年度以後特別調整率 0.997 = 「1.015」 ⇒ （満額 792,600 円）
126	②令和4年度の年金額 実際の支給額欄差替え	令和5年度の年金額（新規裁定者） 795,000 円 993,750 円 795,000 円 795,000 円 228,700 円 76,200 円 228,700 円
137	ここをチェック3つ目□ 令和4年度における保険料改定データ ・令和5年度法定額（月額） ・名目賃金変動率 ・令和5年度保険料改定率 ・令和5年度保険料額（月額）	令和5年度における保険料改定データ ・17,000 円 ・0.996（令和3年物価 0.998 × 令和元年度実質賃金 0.998） ・0.972（前年度改定率 0.976 × 名目賃金変動率 0.996） ・16,520 円（17,000 円 × 0.972：対前年比▲70 円）
163	ここをチェック図表内最終行 直近（令和4年度）の国民年金保険料の追納加算率は0.1%（令和元年度分）とされている。	直近（令和5年度）の国民年金保険料の追納加算率は0.2%（令和2年度分）とされている。

◆誤記等訂正表

特になし

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
89 他	ちょっとアドバイス1つ目□図表内 47万円	48万円
156	ちょっとアドバイス1つ目□ ・名目手取り賃金変動率	・1.028（令和元～3年度の3年度平均 実質賃金変動率1.003×令和4年物価変 動率1.025×令和2年度可処分所得割合 変化率1.000）
161	(2)令和4年度年金額 実際の支給額 ① 定額部分の額 1,621円 ② 加給年金額 223,800円 223,800円 74,600円 ③ 老齢厚生年金の特別加算額 33,100円 66,000円 99,100円 132,100円 165,100円 ④ その他の額 583,400円 1,166,800円 583,400円	1,657円 228,700円 228,700円 76,200円 33,800円 67,500円 101,000円 135,000円 169,000円 596,300円 1,192,600円 596,300円

◆誤記等訂正表

特になし

3. 健康保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
201	条文一番下の【参考】 ① 特定保険料率 3.43% ② 基本保険料率 6.57%	3.57% 6.43%

◆誤記等訂正表

特になし

4. 社会一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
96	ちょっとアドバイス3つ目□<参考> 令和4年度の一般保険料率は「 10.75% 」、介護保険料率は「 1.54% 」	令和5年度の一般保険料率は「10.85%」、介護保険料率は「1.69%」
173	ちょっとアドバイス2つ目□ 「令和4年度の拠出金率」は、～	「令和5年度の拠出金率」は、～

◆誤記等訂正表

特になし

5. 労働一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
50	ここをチェック1つ目□2行目 超過人数1人につき、月額 27,000円	超過人数1人につき、月額 29,000円

◆誤記等訂正表

特になし